

令和4年3月31日

霧島市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会において「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

本市は、県本土の中央に位置し、国際空港、高速道路及び鉄道が交差する交通の要衝で、人口約12万人の県下第2の規模を誇るまちである。

本市の農業の特徴は、霧島山系から平野部を経て錦江湾まで流れる天降川が市の中央部に位置し、その流域に広がる田園地帯で立地条件を活かした多様な農業が営まれている。北部の上場地域では、夏場における冷涼な気象条件を活かした夏秋露地野菜などの畑作、水稻、茶及び畜産を主体とした農業が行われている。市南部の下場地域では、水稻を中心に温暖な気候を活かした温州みかん、施設園芸等を基幹に多種多様な農業が行われている。しかし、担い手の減少や農業経営者の高齢化に加え、農産物の輸入自由化が進んだことにより日本の農畜産物の価格が低迷せざるを得ず農業所得も低い現状にあるなど、多くの課題を抱えており、環境変化に対応した新たな農業の展開が求められている。

このため、認定農業者の育成や農業経営の法人化、農業生産の組織化等による多様な担い手の育成、家族経営協定の締結を通じた女性の経営参画、新規就農者の確保・育成、高齢者の活動促進、担い手への農用地利用集積の促進を円滑に進めることが不可欠である。

以上のような観点から、活力ある農業の構築のために農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、霧島市農業委員会の指針として、具体的な取り組みを次のとおり定める。

なお、この指針は、令和6年度を目標とし、農業委員と推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行なう。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状 (令和3年3月)	5,680.0ha	814.0ha	14.3%
3年後目標 (令和6年3月)	5,538.0ha	691.9ha	12.4%
目標 (令和12年3月)	5,488.0ha	0.0ha	0.0%

注：「管内の農地面積」は、鹿児島農林水産統計年報における耕地面積と遊休農地面積の合計面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員の担当制又は班編成による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規程による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規程による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について、協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査の実施時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行なっていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず適宜実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

利用意向調査の結果は、「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構（以下「機構」という。）との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた機構への貸付けを推進し、荒廃農地の発生防止・解消を図る。

③ 非農地判断について

利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類(再生利用困難)に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (令和3年3月)	5,680.0ha	2,255.0ha	39.7%
3年後目標 (令和6年3月)	5,538.0ha	2,769.0ha	50.0%
目標 (令和12年3月)	5,488.0ha	3,292.0ha	60.0%

注1：「管内の農地面積」は、鹿児島農林水産統計年報における耕地面積と遊休農地面積の合計面積

注2：目標の令和12年3月の経営体数は、霧島市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（平成18年8月31日策定、令和3年12月28日変更）による。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第3項で、農業委員会の役割が「農地所有者等の意向確認」と「地域の話し合いへの参加」に重点化・明確化されたことを踏まえ、霧島市農業委員会の農業委員と推進委員の活動目標を以下のとおり設定する。

○農業委員・推進委員の活動目標

① 農地所有者等の意向確認

本市において、31年から取り組みを開始した『農地「貸したい」「借りたい」総点検活動～農業委員・推進委員「1・5・一絵（いちごいちえ）」活動～』を計画的・継続的に実施する。

なお、1委員、1カ月当たり5戸の農地利用の意向確認を目標とする。

② 地域の話し合いへの参加

本市において実施される、地域における農業者等による協議の場（人・農地プランの話し合い）に委員は出席する。その際、以下の役割を担うこととする。

1. 参加の呼びかけや話し合いが前向きに進むような助言等（必須）

2. 意向確認結果報告（必須）

なお、進行・取りまとめ等（任意）の役割は、できる委員は積極的に取り組む。

注：本活動目標の取り組み状況については、四半期毎に進捗状況を把握・情報共有し、翌期の取り組みの改善に役立てることとする。

③ 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置づけ、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

④ 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、農協等と連携し、（ア）農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、（イ）経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、（ウ）利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「人・農地プラン」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を推進するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

⑤ 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域においては、集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れを推進するなどの地域に応じた取り組みを推進する。

⑥ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱いについて

農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続きを経て鹿児島県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

新規参入者数 (新規参入者取得面積)	
現状 (令和3年3月)	48経営体 (32.0ha)
3年後目標 (令和6年3月)	78経営体 (51.5ha)
目標 (令和12年3月)	148経営体 (97.7ha)

注1：現状については、平成27年度から平成29年度までの新規参入経営体数（取得面積）。

注2：目標の令和6年3月の経営体数は、霧島市が定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（平成18年8月31日策定、令和3年12月28日変更）による。

(2) 新規参入の促進について

① 関係機関との連携

鹿児島県、農地中間管理機構、霧島市、あいら農業協同組合等の関係機関と連携し、新規参入相談及び農地のあっせんを推進する。

② 企業参入の推進について

担い手の確保が困難な地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構を活用して、積極的に企業の参入の推進を図る

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む）の地域の受入条件の整備を図るとともに、参入後のフォローアップに努める。